

3 「コピーワンス」等著作権保護の運用の見直しについて

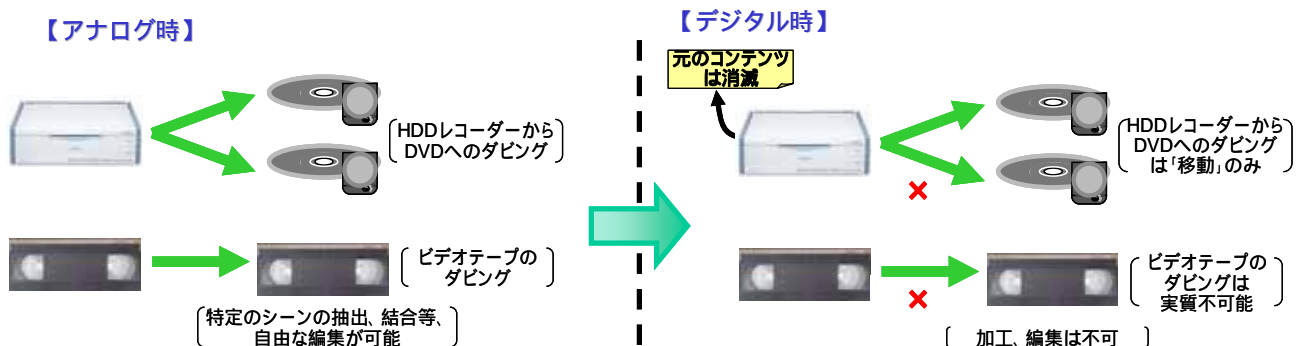
(1) デジタル放送における著作権保護の仕組み

デジタル放送では、放送番組を、画質を劣化させることなくデジタル信号のままコピーすることが可能である。

デジタル放送が開始された後、こうしたデジタル放送の特性を利用し、BSデジタル放送においては、音楽番組等を中心に、違法録画物がネットオークションに多数出品されて逮捕者が出るなど、不正コピーの事例が続いたこともあり、こうした不正を防止し、著作権保護を図るため、2004年4月から、録画した番組の複製を制限する著作権保護の仕組みの運用として、「コピーワンス(コピー1世代)」が導入された。

これは、「1回のみコピー可能」というコピーの制御をする場合には、録画された番組は、他のデジタル録画機器へオリジナルを残したまま複製すること(ダビング)ができなくなる、という仕組みである。この仕組みは、デジタル放送を視聴・録画するため「暗号を解除」する機能を持つ B-CASカードが、コピー制御信号に正しく反応する受信機を製造する受信機メーカーにのみ支給される、という契約によって担保されている。

「コピーワンス」で運用した場合、放送番組をハードディスクレコーダーに録画し、それをDVD等の記録媒体にコピーすると、オリジナルは消滅する。つまり、DVD等へのコンテンツの移動(ムーブ)は可能であるが、ハードディスク上にコンテンツを残したままコピー(ダビング)することはできない。また、放送番組をDVD等の記録媒体に録画した場合、直接録画した媒体は再生することができるが、それをさらにコピー(ダビング)することはできない。



図表 21 コピーワンスの運用

(2) デジタル放送における著作権保護の仕組みの導入経緯

コピー制御の方式として、上記のような保護の仕組みが採用された背景には、次のような事情があると考えられる。

ア デジタル放送における著作権保護に関する議論が開始された 1998 年当時、受信機からデジタル録画機への高速のデジタルインタフェース (IEEE1394) に対し、セキュリティ保護の仕組みを提供していたのは、いわゆる「5C」によって規格化された「DTCP」方式のみであった。

イ DTCP 方式において、CCI(コピー制御信号)は2ビットの信号であり、その中で無料放送として採り得る制御方式は、「コピーフリー」か「コピーワンス」の2つであった。

(参考) DTCP(Digital Transmission Content Protection)

松下電器、米 Intel、日立製作所、ソニー、東芝の 5 社(いわゆる「5C」)が共同で開発し、1998 年に発表した、デジタルコンテンツの保護技術。IEEE-1394(i.LINK)を使って接続したデジタルデバイス間で通信を行う機器間で認証と暗号化をすることで、音楽や映像等のコンテンツの不正コピーや不正な取り出し、不正な改ざんなどを防ぐ規格。

図表 22 サービス形態別の著作権保護

サービス形態	コピーフリー	コピーワンス	コピーネバー	出力保護
ペーパービュー				
月極め等有料放送			×	
コンテンツ保護無料放送			×	

ウ こうした状況の中で、1998年から地上デジタル放送を開始したアメリカでは、著作権保護の仕組みに対応することが困難な受信機が既に発売されていたこと等の事情から、無料放送においてはコピー制御を行わず、「インターネットへの無制約なコンテンツ流出」を阻止するための仕組み(ブロードキャスト・フラグ)を導入する方向である。

一方、我が国の放送事業者としては、

コピー制御を実施しない場合、ハイビジョンなど元の画質を損なわないまま、様々な記録媒体への複製が可能となり、海賊版ビデオ・DVDの流出を抑制することが困難となること。

海賊版ビデオ・DVDの流通及びインターネットへの流出はともに阻止すべきであること。 そのことによって、内外の権利者の理解を得て良質の番組を制作・調達・放送することが可能となり、デジタル放送の一層の普及に資すると考えられること

等の事情を考慮した上、「コピー制御を行わない」という選択肢を採らなかったものである。

(3) 利用者等からの指摘

デジタル放送におけるコピー制御の概要及びその背景については上記のとおりであるが、こうした仕組みやこれに対応した受信機・録画機の機能について、デジタル受信機等を製造・販売するメーカー等に対して、以下のような趣旨の指摘が寄せられているところである。

ダビングやコンテンツの加工(部分取り出し、編集等)ができないことに関するもの

「コピーワンス」について、録画した番組を1回(1世代)であれば「ダビング」できると解している利用者は多く、コピーするとオリジナルが消滅し、ダビングや編集が困難となることに関する指摘がある。

バックアップができないことに関するもの

コピーするとオリジナルが消滅し、コンテンツのバックアップができないことや、ハイビジョンのコンテンツをいったんSDカードに保存(ダウンコンバート)した場合、元のHDコンテンツを保存(アップコンバート)することが不可能となること等に関する指摘がある。

「ムーブ」失敗によるコンテンツ損失に関するもの

ムーブ先の媒体不良・容量不足や電源断等によりムーブが正常に終了しなかった場合、録画したコンテンツはムーブ元・先のいずれにも残らず消失することに関する指摘がある。

コンテンツの並列利用が不可能となることに関するもの

記録媒体へコピー（ムーブ）するとオリジナルが消滅するため、ハードディスクに録画したコンテンツを車の中や、携帯端末、別のテレビで見る等並列で使用することが不可能となることに関する指摘がある。

B - CAS カードに関するもの

放送番組の伝送時にスクランブルをかけているため、暗号を解く「鍵」である「B - CAS カード」がなければ視聴できず不便であることに関する指摘もある。

以上に加え、メーカーの開発現場等からは、コピーワンスやIPへの出力禁止のため、今後導入が期待される「ホームネットワーク」の実現が困難となるおそれがあることに関する指摘もある。

(4) 今後の対応

本来はコピーの権利は著作権者等にあるものであり、コピーには著作権者等の許諾が必要である。そして、放送番組は放送事業者をはじめとする多数の権利者で構成されており（「権利の束」）、デジタル放送の普及に資する良質のコンテンツの制作・調達には、著作権保護の導入によって、権利者が安心して放送にかかわることのできる環境整備が不可欠となっている。

一方、放送のデジタル化を進める諸外国の状況や、現在のデジタル放送の受信機の普及状況等を勘案すると、現時点では、視聴者の利便性を確保し、放送事業者、メーカーをはじめ関係者が一体となって、デジタル放送受信機の普及に向けたあらゆる障害を取り除くことも必要であると考えられる。

以上に鑑み、当審議会としては、次のように考える。

ア デジタル放送で必須となる「著作権の保護」と 2011 年の完全移行に向けた「視聴者の利便性の確保」、「受信機の普及」との両立が求められる中であって、デジタル放送番組のコピーに対する考え方の原点は「複製は私的録画の範囲であること」であると考えられる。こうした観点からは、「コピーワンス」等著作権保護の現在の運用を固定化する必然性はなく、私的利用の範囲で、視聴者の利便性を考慮して運用の改

善に関係者一体となって対応していくことが必要であり、この点について、放送事業者をはじめ関係者の間で基本的な理解の相違はないのではないかと考えられる。

イ 現在、ハードディスク内蔵のデジタル録画機は急速に普及しており、アナログ放送における簡便なダビング・編集に慣れた視聴者が急速に拡大していると推測されるが、こうした状況の中で、先に指摘したような視聴者の不満を放置すれば、2011年に向けた受信機の普及にとって大きな障害となるおそれがあるとの指摘もある。

ウ 今後は、視聴者の利便の向上と受信機の普及を図る観点から、技術・ルールの動向も踏まえて、適宜、いわゆる「コピーワンス」等著作権保護の運用を見直していくことは必要であり、可能な限り早期に、メーカー・著作権団体・放送事業者等による検討の場を設置し、例えば、「ムーブが完全に行われたのを確認してからのオリジナルの消去」、「私的利用の範囲に限定される家庭内IP伝送」等について、技術的に実現する方向で検討していくことが必要である。

そして、こうした「コピーワンス」等著作権保護の仕組みの運用の柔軟化と併せて、不正なコピーに対する監視や警告を実効性をもって行う組織や、不正コピーに係る適切なリスクの分担を実現する社会的な仕組みづくりに向けた検討を、早急に始めることが必要である。

目標時期としては、本年9月を目途に、上記の関係者による検討の場を設けて検討に着手し、年内を目途に結論を得るよう努めることが望まれる。

エ なお、今後サービスが開始される「サーバー型放送」における著作権管理システムとしては、現在、「S-CAS(Conditional Access System)」として、個々の端末を単位として捉えるのではなく、例えばホームネットワーク等の限られた範囲(ドメイン)を一体として捉え、その範囲内では「コピーフリー」とすることを可能とするなど、より柔軟な著作権管理の在り方が検討されているところである。利用者の利便性の観点からも、サービス開始時から、利用者ニーズに即した仕組みが導入されることが期待される。